

日調連発第344号
平成28年3月16日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

申請用総合ソフトにおいて電子署名ができない事象の暫定的な対応について（お願い）

標記につきまして、本月9日にMicrosoft社から公開された、セキュリティ更新プログラムを適用すると、申請用総合ソフトにおいて電子署名ができなくなる場合があります。

現在、法務省のwebサイト内の「登記・供託オンライン申請システム登記ねっと・供託ねっと」において、標記事象の暫定的な対応として、不具合の原因となったセキュリティ更新プログラムをアンインストールする方法が掲載されておりますので、貴会会員に周知いただきますようお願いします。

なお、更新プログラムが自動でインストールされる設定をしている場合、再度、当該更新プログラムがインストールされ、再び電子署名ができなくなる場合があることから、当該事象を回避する手順書を別添のとおり作成しましたので、併せて周知いただきますようお願いします。

おって、登記・供託オンライン申請システムが次期システムへの切替えに伴い、同システムのホームページのURLが下記のとおり変更になります。

記

平成28年3月18日（金）午後9時30分頃まで

<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/information/>

[info_201603.html#HI201603092652](http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/information/info_201603.html#HI201603092652)

平成28年3月20日（日）午前5時頃から

<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/information/>

[info_201603.html#HI201603092652](http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/information/info_201603.html#HI201603092652)



電子署名ができない事象の原因となっている Windows のセキュリティ更新プログラムの
自動インストールを解除する方法について

日本土地家屋調査士会連合会
オンライン登記推進室
平成 28 年 3 月 16 日

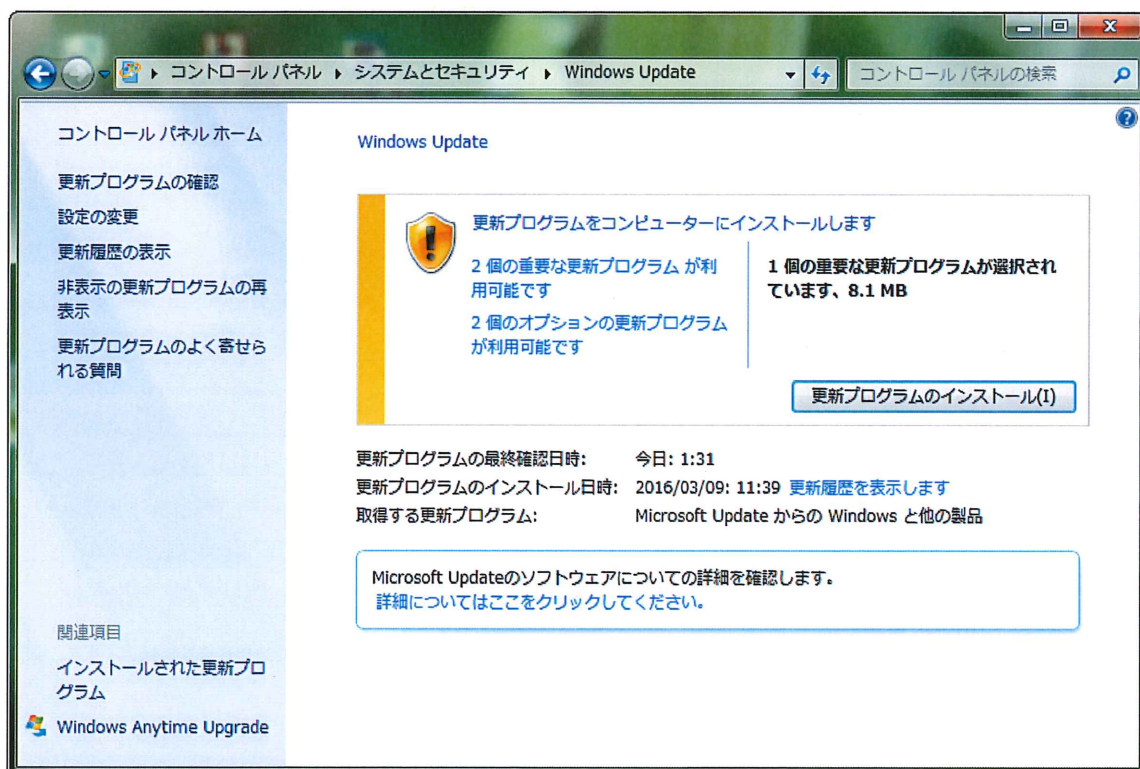
はじめに

本手順書は、「登記・供託オンライン申請システム登記ねっと・供託ねっと」において公開された「【重要】申請用総合ソフトにおいて電子署名ができない事象の暫定的な解消方法について（平成28年3月9日）」の対応を行った後に、原因となっているセキュリティ更新プログラムが自動で再度インストールされないための設定方法について記載しています。

なお、この対応は、当該プログラムのセキュリティ更新を行わないようにするものですので、この手順書の方法を行うに当たって生じる問題については、連合会において一切の責任を負うことはできませんので、セキュリティ上のリスクに十分御留意して実施願います。

また、本手順書は、Windows7(64bit版)を基に作成しています。他のOSでは、表示や解除するセキュリティ更新プログラム名称等が異なる場合があります。

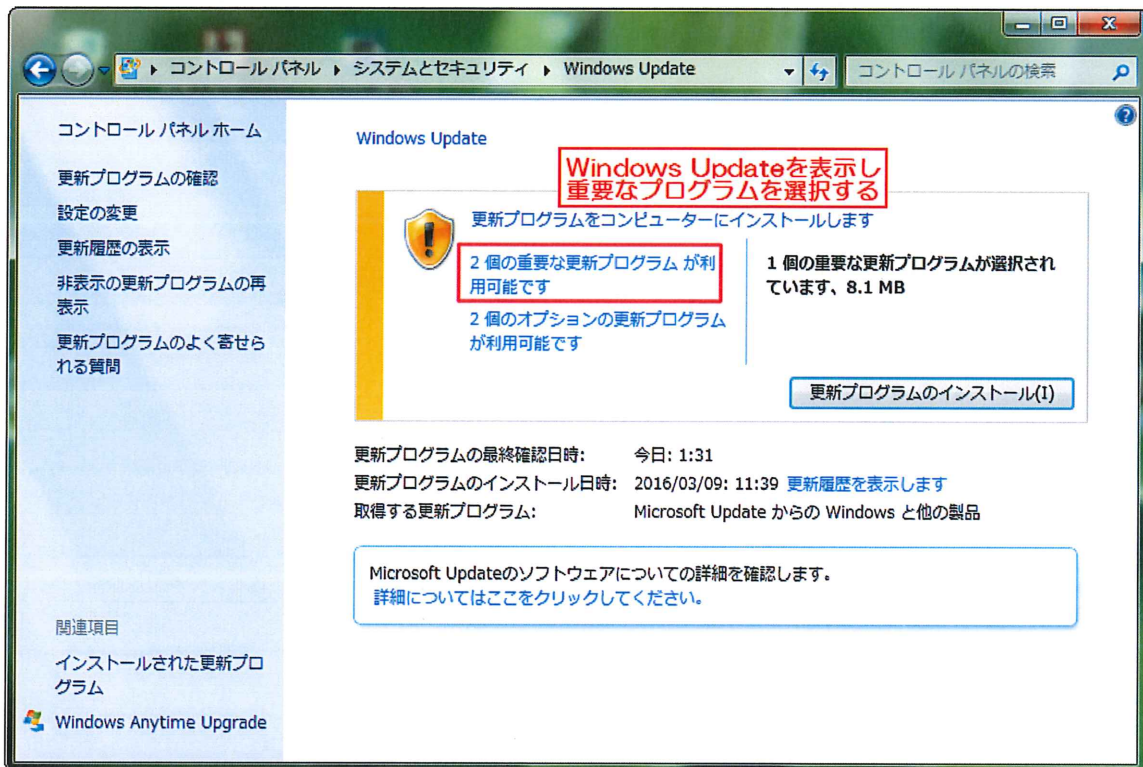
- 1 セキュリティ更新プログラムを削除した後に、Windows Update の更新の確認を行う。



※ 不具合の原因となったセキュリティ更新プログラムの削除方法については、以下のURLを参照ください。

- 平成28年3月18日（金）午後9時30分頃まで
http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/information/info_201603.html#HI201603092652
- 平成28年3月20日（日）午前5時頃から
http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/information/info_201603.html#HI201603092652

- 2 重要な更新が表示されるので、リンクを左クリックして詳細を表示させる。



- 3 不具合の原因となったセキュリティ更新プログラムを右クリックし、表示されるメニューから「更新プログラムの非表示 (H)」を左クリックし、OK をクリックする。(完了)

